② 仕上げ等とりこわし

とりこわし歩掛りに含む工事等	別途計上する工事等
(建築に関する事項)	
・床、壁及び天井の仕上げ(二次製品含む)の	・石綿含有建材レベル2以上の解体。
解体。	・厨房機器類、法務省固有の家具、法廷家具、
・石綿含有成形板(レベル3)の解体。	各種実験設備機器(実験施設)等の解体。
・鉄筋コンクリート造の屋根が鉄骨造となって	・再利用を考慮した仕上げ材、家具類等の取り
いる場合の仕上げ部材の解体。	外し。
(電気設備に関する事項)	
	・蛍光管の抜き取り。
	・PCB等が含まれた機器本体の解体。
	・家電(リサイクル法)製品の解体。
	・自家発電設備及び高圧受電設備の解体。
	・再利用を考慮した配管、配線及び機器類の取
	り外し。
(機械設備に関する事項)	
・ダクトの解体。	・フロン、ハロン、臭化リチウム水溶液等が含
・保温部材等の解体。	まれた機器類の解体。
	・油などの抜き取りが必要なタンク類及び、浄
	化槽等の解体。
	・家電(リサイクル法)製品の解体。
	・エレベーター設備機器本体の解体。
	・石綿含有製品の解体。
	・再利用を考慮した配管及び機器類の取り外し
	۰